

日本産野生生物既知種数と移入種の割合の目安

動物

門	綱	既知種数	備考	移入種（外来種）リスト掲載種数
脊椎動物門	哺乳綱	約 200		25
	鳥綱	約 700		27
	爬虫綱	97		14
	両生綱	64		3
	硬骨魚綱（淡水産）	約 300		39
	硬骨魚綱（海産）	約 3,100		
	その他	約 250		
節足動物門	昆虫綱	約30,000		246
	その他	約 5,000	カブトガニ綱、クモ綱、ムカデ綱等	8
軟体動物門	マキガイ綱（陸産・淡水産）	1,161		20
	ニマイガイ綱（陸産・淡水産）	63		5
	その他	約 7,100	マキガイ綱、ニマイガイ綱のうち海産のもの及びその他の綱	6
他 2 9 門		約 9,000	原策動物門、棘皮動物門、環形動物門、刺胞動物門、海綿動物門等	4
合 計		約57,000		

植物等

		既知種数	備考	移入種（外来種）リスト掲載種数
維管束植物		約 7,000		1,553
維管束植物以外	蘚苔類	約 1,800		
	藻類	約 5,500		
	地衣類	約 1,000		
	菌類	約16,500		
合計		約31,800		

既知種数は以下の文献、植物分類学会、環境省資料等による。

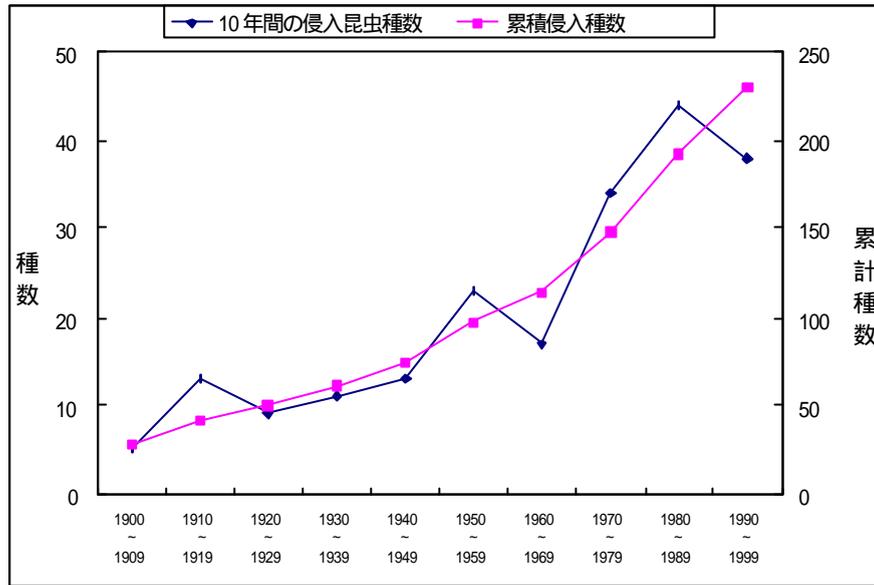
- ・日本産野生生物目録（環境庁編、1993,1995,1998）
- ・日本産鳥類目録第6版（日本鳥学会）
- ・日本の絶滅のおそれのある野生生物 哺乳類（環境省編，2002）
- ・日本の絶滅のおそれのある野生生物 爬虫類・両生類（環境庁編,2000）
- ・日高敏隆（監）「日本動物大百科」第1・2・5・6・7巻

種には亜種を含む。

移入種（外来種）リスト掲載種が既知種数に含まれているとは限らない。

「移入種（外来種）への対応方針について」より抜粋

日本に侵入した昆虫種数の過去 100 年間の種数



森本・桐谷（1995）、桐谷（2000）から作成

「移入種（外来種）への対応方針について」より抜粋

移入種（外来種）による影響の事例

（環境省とりまとめ）

移入種の事例	<影響の種類>							人への影響 財産等 （農林水 産業等） への影響	健康へ の影響
	生物多様性への影響								
	<影響の評価項目> （影響を評価する際の主な視点）								
	影響のタイプ（種の特異性）				影響を受ける地域の特異性				
	生態系の攪乱			遺伝的な 攪乱	希少・固 有生態 系、種	影響が生じている地 域			
捕食	競争・駆 逐	土壌環境 等の攪乱							
【哺乳類】									
アカゲザル							千葉県白浜町・館山市		
アライグマ							北海道		
イノシシ・イノブタ							北海道，西表島		
オグロプレーリードッグ									
カイウサギ							七ツ島（石川県）		
キョン									
ケラマジカ									
ジャワマンゲース							沖縄島，奄美大島		
大陸産キタリス									
タイリクモモンガ									
タイワンザル							下北半島 紀伊半島		
タイワンリス									
タヌキ							屋久島		
チョウセンイタチ									
チョウセンシマリス									
テン							佐渡		
ニホンイタチ							三宅島 トカラ列島		
ニホンジカ									
ヌートリア									
ノネコ							沖縄島，対馬		
ノブタ							小笠原諸島		
ノヤギ							小笠原諸島 南西諸島		
ハクビシン									
【鳥類】									
インドクジャク							八重山諸島		
ガビチョウ									
カウラバト									
コウライキジ									
ソウシチョウ									
タイワンシロガシラ							沖縄島・周辺離島		
中国産メジロ									
ワカケホンセイインコ									
【爬虫類】									
カミツキガメ							小笠原父島		
グリーンアノール							沖縄島		
サキシマハブ							沖縄島南部		
スッポン							沖縄諸島 大東諸島 八重山諸島		
セマルハコガメ							沖縄島		
タイワンスジオ							沖縄島中部		
タイワンハブ							沖縄島中部		
ミシシッピアカミミガメ									
ミナミイシガメ							沖縄島，阿嘉島 宮古島		
【両生類】									
ウシガエル							南西諸島		
オオヒキガエル							小笠原諸島 大東諸島 八重山諸島		
シロアゴガエル							沖縄島，宮古島		
トノサマガエル等（カエル）							北海道		
ニホンヒキガエル							伊豆大島，新島 三宅島		
ヌマガエル							埼玉県，群馬県など		
ミヤコヒキガエル							大東諸島，沖縄島		

移入種の事例	<影響の種類>							人への影響		
	生物多様性への影響						財産等 (農林水 産業等) への影響		健康への 影響	
	<影響の評価項目> (影響を評価する際の主な視点)									
	影響のタイプ(種の特性)				影響を受ける地域の特性					
	生態系の攪乱			遺伝的な 攪乱	希少・固 有生態 系、種	影響が生じている地 域				
捕食	競争・駆 逐	土壌環境 等の攪乱								
【魚類】										
アメリカナマズ						霞ヶ浦など				
オオクチバス						霞ヶ浦				
オオタナゴ						琵琶湖など				
ガーバイク										
カダヤシ										
カヌム、マダラカア、グビ等						沖縄島				
カワマス										
コクチバス										
タイリクスズキ										
タイリクバラタナゴ										
パールダニオ						沖縄島				
ブラントラウト						北海道などの河川湖沼				
ブルーギル										
【無脊椎動物】										
アオマツムシ										
アフリカマイマイ						小笠原諸島 南西諸島				
アメリカザリガニ										
アメリカシロヒトリ										
アルゼンチンアリ						広島県等				
アルファルファワーム										
イネミスソウムシ										
イモソウムシ						小笠原諸島 南西諸島				
インゲンテントウ						長野・山梨の高原地帯				
ウチダザリガニ						北海道などの河川湖沼				
オオミスジコウガイビル						北海道小樽市				
外来カトビクガタシ										
外来種アメンボ						近畿地方				
カサネカンザシ										
クリタマバチ										
シナハマグリ										
ショウワアメフラシ(?)						鹿児島県佐多岬				
スクミリンゴガイ						沖縄諸島				
セアカゴケグモ										
セイヨウオオマルハナバチ										
タイワンシジミ										
チチュウカイミドリガニ						大阪湾など				
ニューギニアカクガタシ						小笠原諸島				
ヒラタヌマコダキガイ						筑後川河口				
ブタクサハムシ										
ホソオチョウ										
マツノザイセンチュウ						小笠原諸島 南西諸島				
ミバエ類										
ムラサキイガイ										
ヤマヒタチオビガイ						小笠原諸島				

影響を生じている移入種の導入の経緯

移入種（外来種）の事例	< 導 入 の 経 緯 >				非意図的 導入
	意図的導入			混入・付着等	
	利用を目的 とした野外 への積極的 導入	飼育下からの遺棄・放逐・逸出			
		天敵・狩猟等	ペット		家畜・養殖
【哺乳類】					
タイワンザル					
カイウサギ					
タイワンリス					
チョウセンシマリス					
ヌートリア					
アライグマ					
ニホンイタチ					
チョウセンイタチ					
テン					
ハクビシン		?			
ジャワマンゲース					
ノネコ					
イノシシ・イノブタ					
ノブタ					
ニホンジカ					
ケラマジカ		?			
キョン					
ノヤギ					
【鳥類】					
カワラバト					
ガビチョウ					
ソウシチョウ					
ワカケホンセイインコ					
【爬虫類】					
カミツキガメ					
セマルハコガメ					
ミナミイシガメ					
ミシシippアカミミガメ					
スッポン					
グリーンアノール					
タイワンスジオ					
サキシマハブ					
タイワンハブ					
【両生類】					
ニホンヒキガエル					
ミヤコヒキガエル					
オオヒキガエル					
ウシガエル					
シロアゴガエル					
【魚類】					
オオクチバス					
コクチバス					
ブルーギル					
カダヤシ					
タイリクバラタナゴ					
【無脊椎動物】					
イネミズゾウムシ					
セイヨウオオマルハナバチ					
セアカゴケグモ					
アフリカマイマイ					
スクミリンゴガイ					
アメリカザリガニ					

影響を生じている移入種の導入の経緯（続き）

移入種（外来種）の事例	<導入の経緯>			
	意図的導入			非意図的導入
	利用を目的とした野外への積極的導入	飼育下からの遺棄・放逐・逸出		
	薪炭・緑化等	園芸	農林水産業	展示等
【維管束植物】				
イリノクワ（イリノクワ）				
シマゲウ				
ケナフ				
イチビ				
リュウキュウマツ				
アカギ				
オオハンゴンソウ				
セイタカアワダチソウ				
ホトアオイ（ウオターヒヤシス）				
オカダモ（アガリス）				
コカナダモ				
オオササギ（オオササギ）				
フサユンサイ（ハコクサ）				
シダレスメギヤ（ウイピングラブグラス）				
オウシクサ（トルフェスク）				
ニセアカシア（ハリエンジュ）				
ギンネム（ギンコウカン）				
オオクサ（クワトキ）				
ブタクサ				
アメリカセンダングサ（セウカウキ）				
オアレチノキ（オムカシヨキ）				
アレチウリ				

「移入種（外来種）への対応方針について」より抜粋

新・生物多様性国家戦略（抜粋）

平成14年3月27日 地球環境保全に関する関係閣僚会議決定

「移入種（外来種）等生態系への攪乱要因への対策」

国外あるいは地域外から人為的に持ち込まれた移入種（外来種）については、在来の近縁な種や同種の在来個体群との交雑の進行、他の種の捕食や生息場の占奪等による在来種の圧迫等による生態系の攪乱のおそれがあり、生物多様性や農林水産業に支障を及ぼすことがあります。このため、移入種（外来種）の侵入の予防、侵入の初期段階での対応、定着した種の駆除・管理の3段階で対応する必要があります。特に他の地域と隔絶され固有の生物相を有する島嶼等では、移入種（外来種）が在来の生物相と生態系を大きく変化させるおそれが高いため、重点的な対応を行っていきます。

規制改革の推進に関する1次答申（抜粋）

平成13年12月11日 総合規制改革会議

「人と自然との共生」を図る観点からの外来種対策の在り方に係る検討

【平成14年度中に措置】

- ・ 早急な対応が望まれる外来種問題については、既存の制度では不十分であり、「人と自然との共生」を図る観点からの制度の構築が必要であり、実効ある制度の構築に向け法制化も視野に入れて早急に検討を開始し結論を出すべき。
- ・ 外来種による生物多様性の侵食等の影響を回避するために必要と考えられる以下のような対策について、必要な体制整備の観点も含めて議論し結論を得ることが必要。
 - 1) 外来種導入に関するリスク評価及びこれに基づく制限
 - 2) 外来種の管理を適正に行うための対策
 - 3) 外来種の駆除や制御に関する対策
 - 4) 在来種の産業利用の促進

4 移入種対策に関する意識について

(1) 移入種問題についての認識

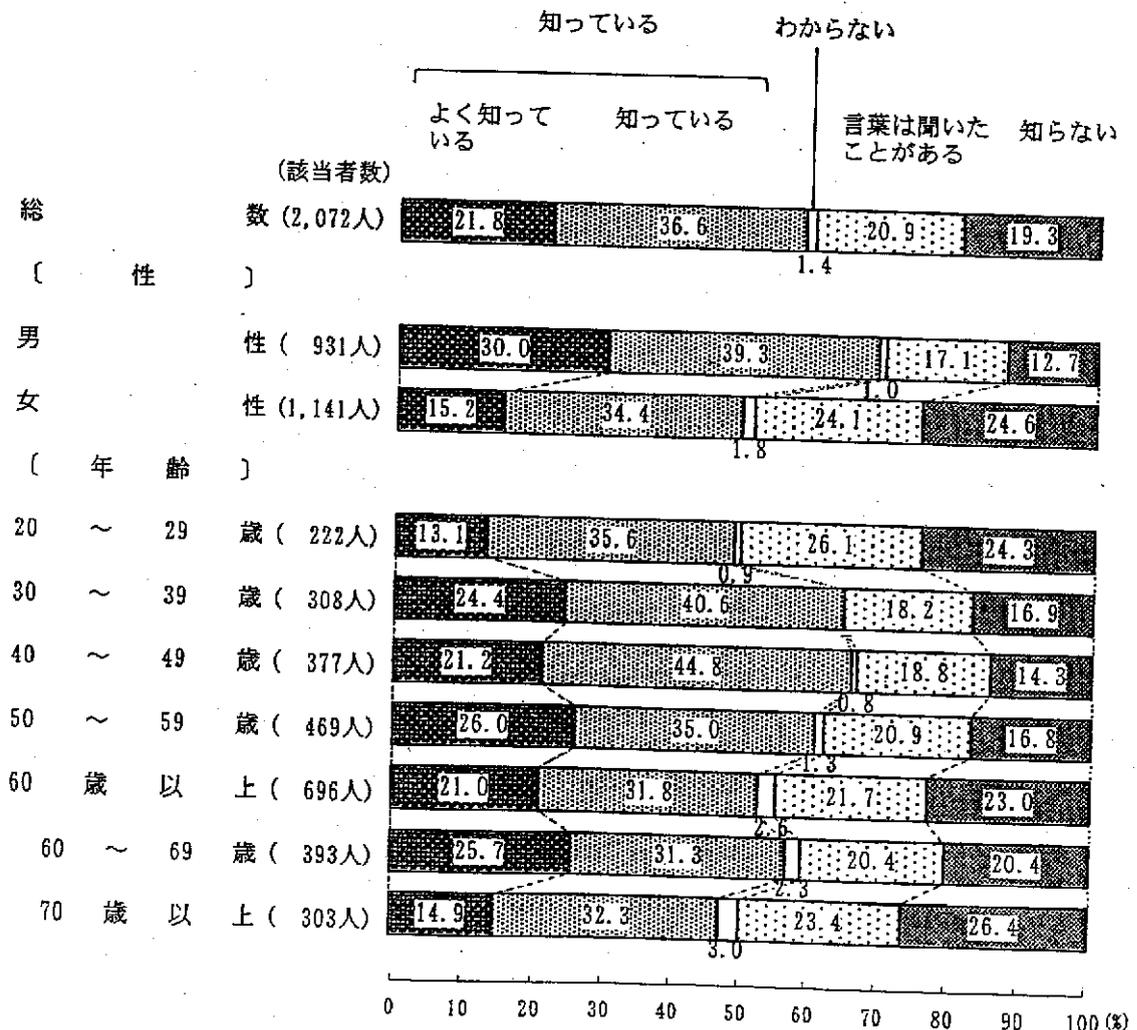
近年、マングース、アライグマ、ブラックバス、カミツキガメなど、本来の生息地外へ持ち込まれた「移入種」により、希少な野生生物が食べられたり、人への危害を与えるなど、地域の生態系や自然環境に影響を与えるという問題が全国各地で見られるが、この「移入種問題」について知っているか聞いたところ、「知っている」とする者の割合が58.4%（「よく知っている」21.8%+「知っている」36.6%）、「言葉は聞いたことがある」と答えた者の割合が20.9%、「知らない」と答えた者の割合が19.3%となっている。（図19）

都市規模別に見ると、「知らない」と答えた者の割合は大都市で高くなっている。

性別に見ると、「知っている」とする者の割合は男性で、「言葉は聞いたことがある」、「知らない」と答えた者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。

年齢別に見ると、「知っている」とする者の割合は30歳代、40歳代で、「言葉は聞いたことがある」とする者の割合は20歳代で、「知らない」と答えた者の割合20歳代、70歳以上で、それぞれ高くなっている。（表19）

図19 移入種問題についての認識



(4) 移入種の駆除についての意識

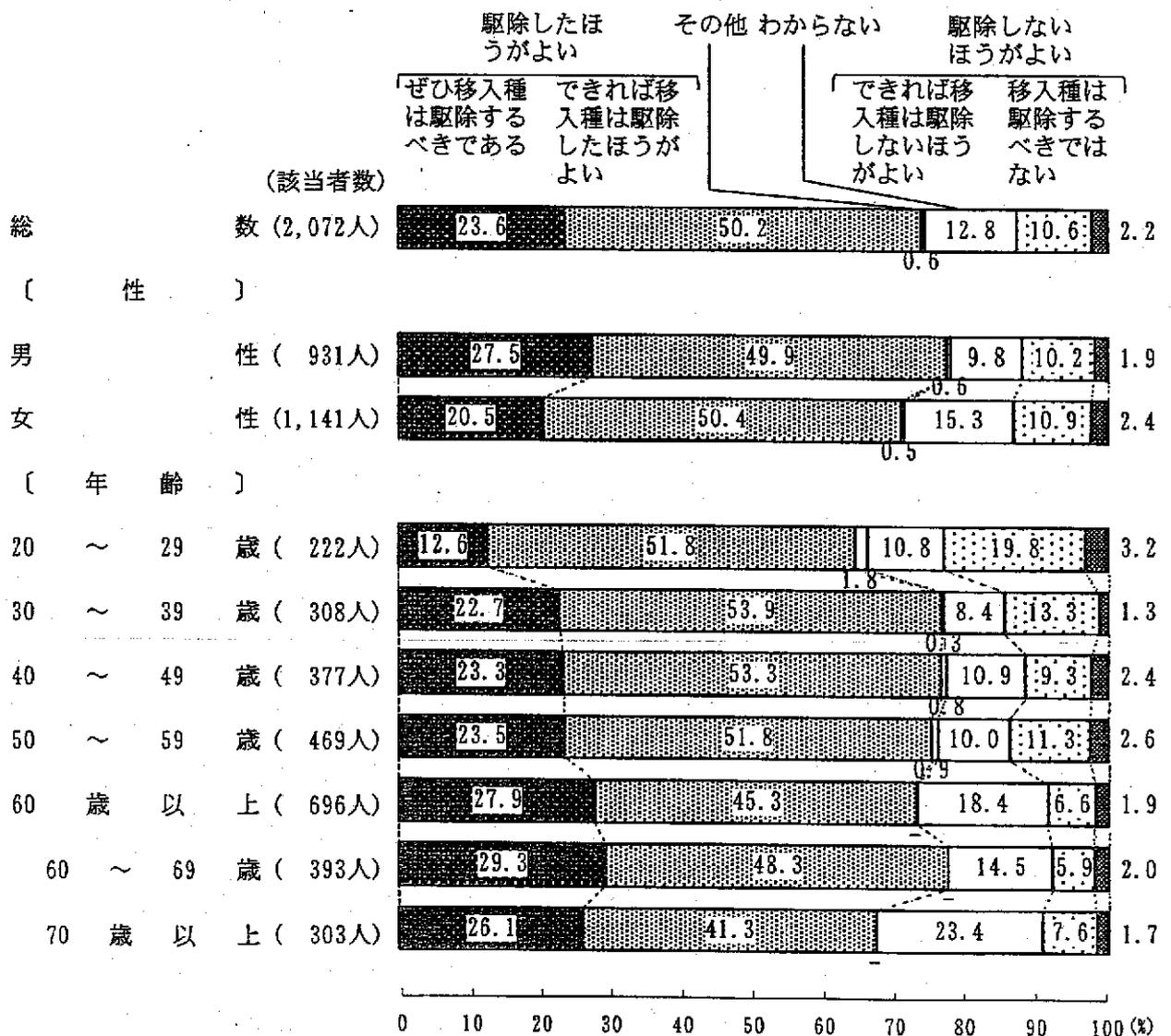
日本又は日本の特定地域の生態系を守るため、移入種の駆除を進めることについて、どのように思うか聞いたところ、「駆除したほうがよい」とする者の割合が73.8%（「ぜひ移入種は駆除すべきである」23.6%+「できれば移入種は駆除したほうがよい」50.2%）、「駆除しないほうがよい」とする者の割合が12.7%（「できれば移入種は駆除しないほうがよい」10.6%+「移入種は駆除すべきではない」2.2%）となっている。なお、「わからない」と答えた者の割合が12.8%となっている。（図22）

都市規模別に見ると、「駆除しないほうがよい」とする者の割合は中都市で高くなっている。性別に見ると、「駆除したほうがよい」とする者の割合は男性で高くなっている。

年齢別に見ると、「駆除しないほうがよい」とする者の割合は20歳代で高くなっている。

(表22)

図22 移入種の駆除についての意識



各法令による動植物の規制について（法令別）

法律名	目的	輸入規制等	販売・管理規制等	モニタリング等	防除等
感染症法	感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る	動物由来感染症の観点により指定した動物（サル・プレリードック）の輸入規制		獣医師は、感染症にかかっている動物を診断したときは届出	感染症の発生を予防し、まん延を防止するため、駆除命令（ねずみ族、昆虫等）
狂犬病予防法	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る	検疫を受けたものでなければ、輸出入の禁止（犬・猫・あらいぐま・きつね・スカンク）	登録、予防注射及び鑑札、注射済み票の備付け	獣医師は、狂犬病にかかった犬等を診断、死体を検案したとき届出	まん延の防止及び撲滅のための緊急の必要がある場合、薬殺
植物防疫法	輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図る	植物に有害な動植物（病害虫）等の輸入禁止 輸入植物検疫（輸入植物・その他の容器包装の検査等）	指定する有害動植物について指定する地域内にある当該有害動植物等及びその寄主植物等（例：アリモドキゾウムシ等の寄主植物）の移動規制	病害虫による農作物についての損害の発生を予察、それに基づく情報を関係者に提供（発生予察事業）	有用植物に重大な被害を与えるおそれのある場合、緊急防除
家畜伝染病予防法	家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。）の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図る	家畜の伝染性疾病の病原体の輸入禁止 動物検疫（偶蹄目、馬、犬、みつばち等）	患畜・疑似患畜の隔離の義務 家畜伝染病のまん延を防止するための移動規制	伝染性疾病についての獣医師の届出義務 監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査	家畜伝染病のまん延防止のための殺処分 畜舎等の消毒の義務 死体の焼却等の義務
林業種苗法	優良な種苗の供給を確保し、もって適正かつ円滑な造林を推進して林業総生産の増大及び林業の安定的発展に資する	外国産の劣悪な種苗の輸入に関し、措置を講じる。（林業の用に供されるもの）	生産事業者の登録 配付事業者の届出		
森林病虫害等防除法	森林病虫害等を早期に、且つ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止し、もって森林の保全を図る			森林病虫害等の駆除等のため、官吏又は森林害虫防除員の立入検査	森林病虫害等のまん延を防止するため、農林水産大臣又は都道府県知事の駆除命令
水産資源保護法	水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与する	水産動物の種苗の輸入許可（こい・サケ科・えび類）	移植に関する制限又は禁止（水産動植物）		
絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律	絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図ることにより、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する	ワシントン条約の附属書に掲載された希少野生動植物種目的の妥当性及び種の保存に支障を及ぼさないかどうか審査	希少野生動植物種の販売の禁止		
動物の愛護及び管理に関する法律	動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する		動物所有者又は占有者の飼養に係る責務 動物取扱業（哺乳類・鳥類・爬虫類のみ）の届出 危険動物の飼養許可		都道府県等における犬又はねこの引取り義務